

魚津市告示第4号

魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付要綱の一部
改正について

魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付要綱（令和5年魚津市
告示第149号）の一部を次のように改正する。

令和6年1月12日

魚津市長 村椿 晃

改正後			改正前		
第1条—第4条 (略) (補助対象経費等)			第1条—第4条 (略) (補助対象経費等)		
第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金額は次のとおりとする。			第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金額は次のとおりとする。		
区分	補助対象経費	補助金額	区分	補助対象経費	補助金額
林業電気料金	令和4年3月分から令和4年9月分までの支払額と令和5年3月分から令和5年9月分までの支払額の差額	補助対象経費に4分の1を乗じた額	林業電気料金	令和4年3月分から令和4年9月分までの支払額と令和5年3月分から令和5年9月分までの支払額の差額	補助対象経費に4分の1を乗じた額
	令和4年10月分から令和5年3月分までの支払額と令和5年10月分から令和6年3月分までの支払額の差額	補助対象経費に8分の1を乗じた額		林業燃料	令和5年3月1日から令和5年9月30日までに納品を完了した林業燃料の購入費用
林業燃料	令和5年3月1日から令和5年9月30日までに納品を完了した林業燃料の購入費用	林業燃料の購入量に1リットルにつき6円を乗じた額	林業燃料	令和5年3月1日から令和5年9月30日までに納品を完了した林業燃料の購入費用	林業燃料の購入量に1リットルにつき6円を乗じた額
	令和5年10月1日から令和6年3月31日までに納品を完了した林業燃料の購入費用	林業燃料の購入量に1リットルにつき3円を乗じた額			
2・3 (略)			2・3 (略)		

改正後	改正前
<p>(補助金の交付申請及び実績報告)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、<u>令和6年5月31日</u>までに、魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電気料金領収書(令和4年3月分から<u>令和5年3月分</u>まで)及び電気料金領収書(令和5年3月分から<u>令和6年3月分</u>まで)の写し</p> <p>(3) 林業燃油の納品日、数量、販売者、購入者及び金額が分かる領収書(令和5年3月納品分から<u>令和6年3月納品分</u>まで)の写し</p> <p>(4) (略)</p> <p>第7条-第11条 (略)</p> <p>様式第1号(第6条関係) 【別記1】</p> <p>様式第2号(第6条関係) 【別記2】</p>	<p>(補助金の交付申請及び実績報告)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、<u>令和6年2月29日</u>までに、魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電気料金領収書(令和4年3月分から<u>令和4年9月分</u>まで)及び電気料金領収書(令和5年3月分から<u>令和5年9月分</u>まで)の写し</p> <p>(3) 林業燃油の納品日、数量、販売者、購入者及び金額が分かる領収書(令和5年3月納品分から<u>令和5年9月納品分</u>まで)の写し</p> <p>(4) (略)</p> <p>第7条-第11条 (略)</p> <p>様式第1号(第6条関係) 【別記1】</p> <p>様式第2号(第6条関係) 【別記2】</p>

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 所在地
事業者名
代表者名
電話番号

魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので、魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請し、併せて実績報告します。

記

1 交付申請額

金 円

2 添付書類

- (1) 魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業実績書（様式第 2 号）
- (2) 電気料金領収書（令和 4 年 3 月分から令和 5 年 3 月分まで）及び電気料金領収書（令和 5 年 3 月分から令和 6 年 3 月分まで）の写し
- (3) 林業燃油の納品日、数量、販売者、購入者及び金額が分かる領収書（令和 5 年 3 月納品分から令和 6 年 3 月納品分まで）の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

「誓約・同意事項」

- 1 申請に係る電気料金及び燃料は、全て木材生産に使用していること。
- 2 本申請書及び添付資料について、虚偽でないこと。
- 3 暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有してい

【別記 1】

改正後

ないこと。

- 4 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたこと、又はこの要綱の規定に違反したことが判明した場合は、補助金を返還すること。
- 5 魚津市長が、申請審査のため住民基本台帳及び市税等に係る個人情報を取得すること。
- 6 魚津市長から、本申請書及び添付資料の内容に関して、調査、報告、関係書類の提出等の求めがあった場合は、これに応じること。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 所在地
事業者名
代表者名
電話番号

魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので、魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請し、併せて実績報告します。

記

1 交付申請額

金 円

2 添付書類

- (1) 魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業実績書（様式第 2 号）
- (2) 電気料金領収書（令和 4 年 3 月分から令和 4 年 9 月分まで）及び電気料金領収書（令和 5 年 3 月分から令和 5 年 9 月分まで）の写し
- (3) 林業燃油の納品日、数量、販売者、購入者及び金額が分かる領収書（令和 5 年 3 月納品分から令和 5 年 9 月納品分まで）の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

「誓約・同意事項」

- 1 申請に係る電気料金及び燃料は、全て木材生産に使用していること。
- 2 本申請書及び添付資料について、虚偽でないこと。
- 3 暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有してい

【別記1】

改正前

ないこと。

- 4 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたこと、又はこの要綱の規定に違反したことが判明した場合は、補助金を返還すること。
- 5 魚津市長が、申請審査のため住民基本台帳及び市税等に係る個人情報を取得すること。
- 6 魚津市長から、本申請書及び添付資料の内容に関して、調査、報告、関係書類の提出等の求めがあった場合は、これに応じること。

様式第 2 号（第 6 条関係）

魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業実績書

1 林業電気料金の実績

	令和 4 年電気料金 (円)	令和 5 年電気料金 (円)
3 月分		
4 月分		
5 月分		
6 月分		
7 月分		
8 月分		
9 月分		
合計	①	②
補助対象経費 (② - ①)		③ 円
補助金額 (③ × 1 / 4 ※円未満切捨)		A 円

	令和 4 年電気料金 _(円)_	令和 5 年電気料金 _(円)_
<u>10 月分</u>		
<u>11 月分</u>		
<u>12 月分</u>		
	令和 5 年電気料金 _(円)_	令和 6 年電気料金 _(円)_
<u>1 月分</u>		
<u>2 月分</u>		
<u>3 月分</u>		
合計	④	⑤
補助対象経費 (⑤ - ④)		⑥ 円
補助金額 (⑥ × 1 / 8 ※円未満切捨)		B 円

2 林業燃料の実績

	燃料購入量 (リットル)
令和5年 3月納品分	
令和5年 4月納品分	
令和5年 5月納品分	
令和5年 6月納品分	
令和5年 7月納品分	
令和5年 8月納品分	
令和5年 9月納品分	
燃料購入量 (合計)	⑦ リットル
補助金額 (⑦×6円)	C 円

	燃料購入量 (リットル)
令和5年 10月納品分	
令和5年 11月納品分	
令和5年 12月納品分	
令和6年 1月納品分	
令和6年 2月納品分	
令和6年 3月納品分	
燃料購入量 (合計)	⑧ リットル
補助金額 (⑧×3円)	D 円

3 申請額 (A + B + C + D) _____ 円

様式第 2 号（第 6 条関係）

魚津市林業燃料等価格高騰対策支援事業実績書

1 林業電気料金の実績

	令和 4 年電気料金 (円)	令和 5 年電気料金 (円)
3 月分		
4 月分		
5 月分		
6 月分		
7 月分		
8 月分		
9 月分		
合計	①	②
補助対象経費 (② - ①)		③ 円
補助金額 (③ × 1 / 4 ※円未満切捨)		A 円

2 林業燃料の実績

	令和 5 年燃料購入量 (リットル)
3 月納品分	
4 月納品分	
5 月納品分	
6 月納品分	
7 月納品分	
8 月納品分	
9 月納品分	
燃料購入量 (合計)	④ リットル
補助金額 (④ × 6 円)	B 円

3 申請額 (A + B) _____ 円

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条の規定による交付決定を受けている者に係る第8条から第10条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。